

1 路上喫煙対策に関する取組状況について

(5)今年度の取り組みについて

1 路上喫煙対策に関する取組状況について

(5) 今年度の取り組みについて

(ア) プロスポーツ団体とのタイアップによる啓発活動

【今回作成した動画映像】



【路上喫煙啓発ポスター】

セレッソ大阪



オリックス・バファローズ



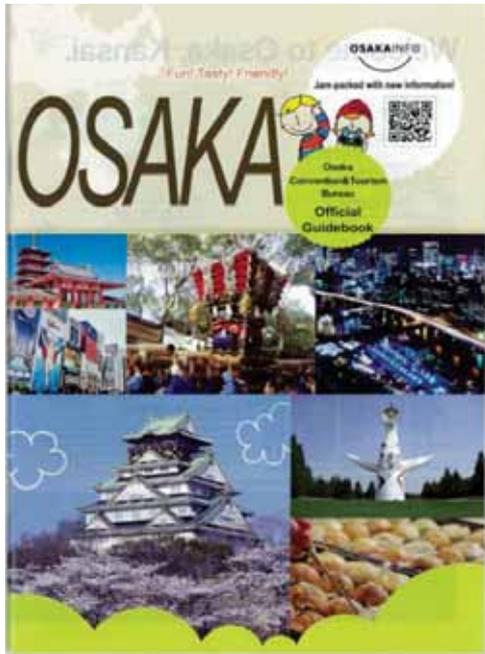
エヴェッサ大阪



(イ) 旅行者（外国人を含む）向け啓発記事掲載

①外国語【英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語】ガイドブック（A5版）へ
「路上喫煙禁止地区」の啓発記事掲載

【ガイドブック 表紙（英語表記）】



←英語表記以外にも

中国語（簡体字・繁体字）、韓国語で作成
ガイドブック下段に記事を掲載

【掲載記事（英語表記）】



②旅行ガイドブックへ記事掲載

【まっぷる大阪 表紙】



【掲載記事】

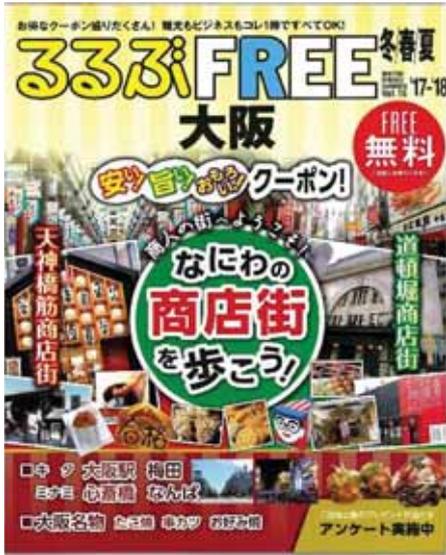
見開きの左ページの端

1 / 3 に掲載



※今年度は、全てにスマートフォンやタブレット等で路上喫煙禁止地区を確認できるよう、QRコードを掲載。

【るるぶFREE 表紙】



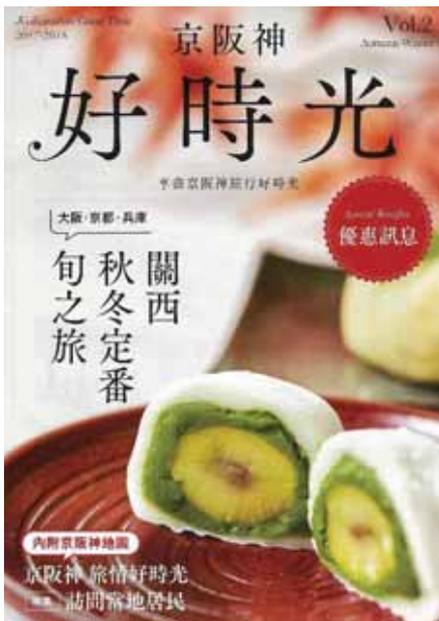
【掲載記事】

見開きの右ページの下1/4に掲載



③外国人向け啓発記事掲載

【好時光 表紙】



【掲載記事】

見開きの右ページの下1/4に掲載



③インターネットによる「禁止地区」の啓発記事を海外向けに発信

大阪観光局が提供する大阪観光案内公式サイト「OSAKA INFO」

【サイト内「大阪に行く前に」で紹介】

【大阪市環境局ホームページとリンク】



HOME > ELAN > Q&A

Q&A



大阪について、よくある質問をまとめました。

クリック

Q: 路上喫煙しても大丈夫?

A: 大阪市では路上喫煙の防止に取り組んでいます。「路上喫煙禁止地区」での違反者に対して、1,000円の過料が科せられます。

他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙をしないように努めてください。



(ウ) たばこ市民マナー向上エリア関連

①活動団体の活動状況を大阪市環境局のホームページへ掲載

【たばこ市民マナー向上エリア制度】

→ 左下からつづく



【活動状況】
長吉中央商店街振興組合は、地域に根づき、近隣の方々との交流や高齢者にも優しい商店街を目指し、活動をしています。その一環として、「たばこ市民マナー向上エリア制度」に基づき、平成21年度より路上喫煙の防止活動(イベントで啓発用ティッシュを配布等)に取組み、地域社会におけるマナー意識の向上、安心・安全で快適なまちづくりをすめ、活動周辺の区民の方々にご理解をいただいています。



「たばこ市民マナー向上エリア制度」は、地域の市民・事業者のみならず、主幹となり、自主的に路上喫煙の防止活動に取り組み、その活動に大阪市が支援や協働することにより、地域社会におけるマナー意識を高め、安心、安全で快適なまちづくりを進める全国取組の取り組みです。
活動エリアでは他人に迷惑や喫煙を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう、路上喫煙の防止にご協力をお願いします。

右上の活動記事へ続く

(エ) 新成人向けの啓発活動

【成人式で配布用路上喫煙啓発ビラ (A4判)】